

## 将来都市像の実現に向けて

# 第7章

### 第1節 実現化方策

### 第2節 パートナーシップ(協働)による都市づくり

## 第1節 実現化方策

### 1 基本的な考え方

本計画は、本市の最上位計画である「総合振興計画」に即して定めたものです。

また、本計画は概ね20年間という長期的な視点に立った計画であり、実現にあたっては、様々な施策・事業等の展開が必要となります。

このため、本計画における施策・事業等については、社会経済情勢や市民ニーズなどを考慮しつつ、重要度や優先度、事業効果、財政負担、SDGsの視点など、様々な観点から検討を行い、企画立案し、適切な時期に総合振興計画の基本計画や実施計画などに位置付け、市民・事業者・行政等の協働のもと、計画的・効果的・横断的に展開し、推進するものとします。

### 2 都市計画の決定・変更

本計画は、本市の都市計画の基本的な方針を定めたものです。

そのため、今後の都市計画の決定・変更については、本計画の基本方針や整備方針などに基づき、総合的かつ計画的に行います。

なお、都市計画の決定・変更は、計画の熟度や可能性、市民との合意形成、社会経済情勢や財政状況などを考慮しながら、適切な時期に行います。また、埼玉県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等、国や県の計画や方針などを踏まえ、国や県、関係機関と調整・協議を行いながら進めます。

### 3 都市づくりに関する制度・事業手法等の活用

本計画の推進にあたっては、関係法令に基づく国の様々な制度や事業手法などについて、先進自治体における事例などの調査研究を行い、施策・事業等への活用の導入について検討します。

また、ICTやAI、IoTなどの新技術の活用も検討します。

### 4 財源の確保と民間活力の導入

本計画の推進にあたっては、多大な費用を要する事業や維持管理など継続的な費用を要する事業も含まれています。

そのため、限られた財源の中で計画的かつ効果的に事業を推進するとともに国や県の補助金・交付金、交付税措置のある地方債等を最大限に活用し、財源を確保します。

また、都市施設などの適切な維持管理や長寿命化、既存ストックの有効活用などにより、事業費の縮減に努めます。

さらに、民間企業のノウハウや資本等を活用するなど、民間企業との連携や民間活力の導入に努めます。

## 5 庁内各部署の横断的な連携

本計画は、都市計画だけでなく、農業、商工業、福祉、健康、環境、防災、防犯、交通安全などの様々な分野にて横断的かつ一体的な取組みが求められることから、必要に応じて、検討会議の設置など、庁内関係各部署による情報共有や連携を図り、より総合的・効果的に施策・事業等を推進します。

## 6 広域的な連携と調整

本計画の推進にあたっては、引き続き、国や県、周辺市町、関係機関との広域的な連携と調整を図ります。

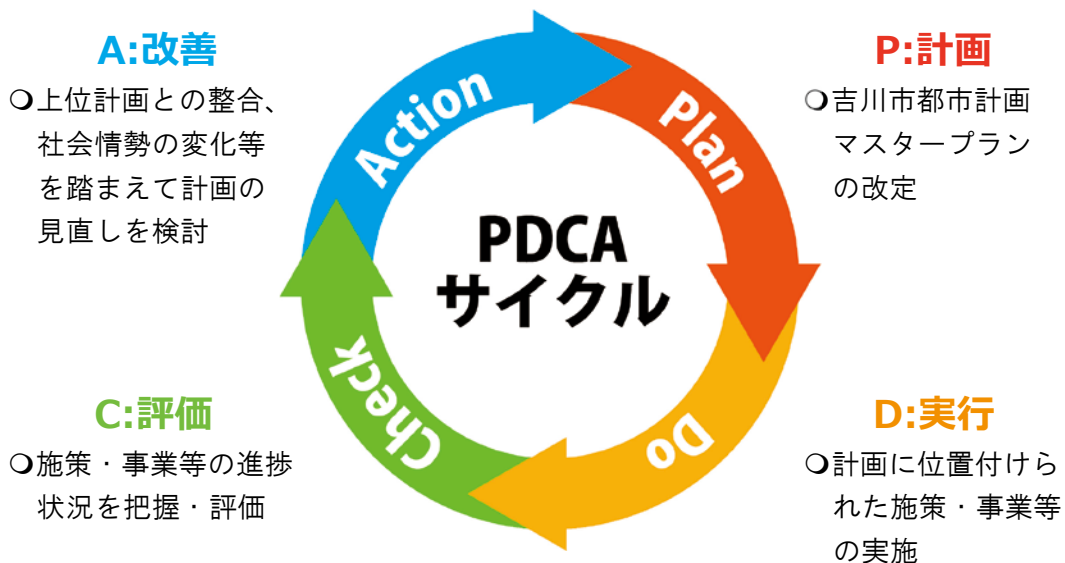
また、国や県、関係機関の事業を促進するため、要望活動や事業協力などを行います。

## 7 施策・事業等の進行管理

施策・事業等の進行管理は、「PDCAサイクル（Plan—Do—Check—Action）」に基づいて、本計画の都市の将来像に向けた施策・事業等の進捗状況を施策評価・事務事業評価等により把握し、総合振興計画における指標の達成状況や市民意識調査での満足度、都市計画基礎調査の結果など、様々な指標などを活用しながら、評価・管理を行います。

また、本計画は概ね20年間という長期的な視点に立った計画であり、その見直しについては、計画期間内であっても上位計画との整合性の確保や社会経済情勢の変化などを踏まえて柔軟に改定を行うものとします。

【PDCAサイクルによる進行管理】



## 第2節 パートナシップ（協働）による都市づくり

本計画は、市民意向調査やパブリック・コメント等の市民参画により、市民等の意向や意見等を取り入れて定めています。

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政等の各主体が、都市の将来像を共有し、それぞれの役割と責任のもと、相互に連携し、協働による都市づくりの取組みを推進していきます。

### 1 市民の役割

都市づくりの主体として、市民一人ひとりが都市づくりに対する興味や関心を高め、身近な地域づくりや話し合いの場に積極的に参加していくことが必要となります。

市民主体の都市づくりへの主な取組みとしては、次のようなものがあげられます。

- 地域づくりのルール（地区計画制度等）の提案や協力
- 敷地内緑化などによる良好な街並みづくり
- 環境美化などの地域活動への参加

### 2 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員として、身近な都市づくりに参加するとともに、企業活動を通して暮らしやすい都市づくりの実現に貢献していくことが必要となります。

また、開発等を行う場合は、本市がめざす都市づくりの方向性を十分に理解し、周辺環境や景観に配慮するなど、積極的な都市づくりへの取組みが求められます。

地域社会の構成員としての都市づくりへの主な取組みとしては、次のようなものがあげられます。

- 都市計画マスタープランの基本方針などを踏まえた開発・建築行為
- 地域の活性化や環境保全、防災・減災対策、防犯対策などの社会貢献への取組み
- 地域活動などへの支援と参加

### 3 市（行政）の役割

市民・事業者が主体的に都市づくりに参加できるような体制を整えるとともに、市民活動を積極的に支援し、市民・事業者・行政が一体となった協働による都市づくりの推進を図ります。

協働による都市づくりの推進に向けた主な取組みとしては、次のようなものがあげられます。

- 都市計画マスタープランの周知と施策・事業等の推進
- 都市づくりに関する情報の提供・公開と市民参画の推進
- 都市づくりに関する市民意向の反映
- 地域づくりに関する市民活動への支援
- 市民・事業者・行政との相互交流等の機会の提供

#### 【協働体制】

